

2023年4月1日

「学校いじめ防止基本方針」

国府台女子学院 小学部・中学部・高等部

1. いじめ防止のための対策に関する基本方針

[基本理念]

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、重大な人権侵害であることを全教職員がしっかりと認識しなければならない。

本学院は建学以来、仏教精神に基づく心の教育をその目的としている。それだけに全教職員は、いじめは絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって児童生徒の相談に応ずることが大切である。その姿勢を貫くことで、いじめ事象の発生を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することにもなるのである。さらに、仏教の授業や仏教行事を通して、児童生徒の心の修養につとめることはもちろん、常に教育活動全般において児童生徒一人ひとりが多様な個性を持つかけがえのない存在であることを意識し、生命や人権を大切にする教育を実践しなければならない。

本学院では、すべての児童生徒が「慈悲」の心を持ち、いじめを行うことなく、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関して学院の教育目標に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

[いじめの定義]

「いじめとは、児童等(学校に在籍する児童又は生徒)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」(いじめ防止対策推進法第2条)

[いじめの禁止]

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

[学校及び教職員の責務]

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組

むことができるように、保護者や関係者・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめ防止対策の基本となる事項

[1]基本施策

(1) いじめ未然防止のための取組

- ①学院が掲げる「友だちと共に喜び、悲しみをわかちあう心」(慈悲)と「より深く学ぼうとする心」(智慧)を基盤に、すべての教育活動を通じて、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ②自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。また、主体的に授業や行事に取り組めるような環境づくりを行う。
- ③「居場所づくり」「絆づくり」を学校の目標と捉え、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を高められるように取り組む。
- ④いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ⑤いじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成していき、いじめに繋がる様な些細なことでも見逃さないよう組織的に取り組む。
- ⑥教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

⑦ 保護者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童生徒が自主的に行う諸活動を支援する。

⑧ いじめ問題に対する児童生徒の理解を深めるため必要な措置として、適宜、学部・学年・学級において講演などの啓発活動を実施する。

(2) ICT(Information and Communication Technology=情報通信技術)を通じて行われるいじめに対する対策

児童生徒及び保護者に対してICT機器の利用について、次の点を目的として必要な啓発活動を実施する。

① ICT機器を通じて(インターネット等を利用して)発信された情報が高度の流通性を持ち、発信者の匿名性が高いなど、ICT機器利用に関する注意点を理解する事。

② ICT機器を利用してインターネット上で行われるいじめを防止し、効果的に対処できるための注意点を理解する事。

(3) いじめの早期発見のための措置

① アンケート調査や面談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことに努める。

② いじめに係わる相談があれば、いつでも担任を中心にスクールカウンセラー・養護教諭を含めた全教職員が対応する体制を整える。また、学年主任および学年担当教諭は、学級会・HR・保護者会をつうじて、このことを児童生徒・保護者に周知させるように努める。

③ いじめ防止のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

(4) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談・報告を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童生徒が、安心して教育を受けられるために必要と認められる学習環境を保護者と連携を図りながら整える措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者における争いを生じさせないよう、いじめの事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察等と連携し対処する。

[2]いじめ防止の組織

(1) 小学部:いじめ対策会議

構成員:副学院長・教頭・副教頭・生活指導主任・養護教諭

(必要に応じて、学年主任、担任、スクールカウンセラー・その他副学院長が指名する教諭が出席することができる。)

開催:毎月1回を原則とし、ケース会議の中で行う。事案発生時は緊急開催とする。

(2) 中学部:いじめ対策会議

構成員:副学院長・教頭・副教頭・各学年主任・生活指導主任

(必要に応じて、担任・部活動顧問・養護教員・スクールカウンセラー、その他副学院長が指名する教諭が出席することができる。)

開 催:毎週1回を原則とし、学年主任会議の中で行う。事案発生時は緊急開催とする。

(3) 高等部:いじめ対策会議

構成員:副学院長・教頭・副教頭・各学年主任

(必要に応じて、担任・部活動顧問・生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー、その他副学院長が指名する教諭が出席することができる。)

開 催:毎週1回を原則とし、学年主任会議の中で行う。事案発生時は緊急開催とする。

(4) 組織の活動

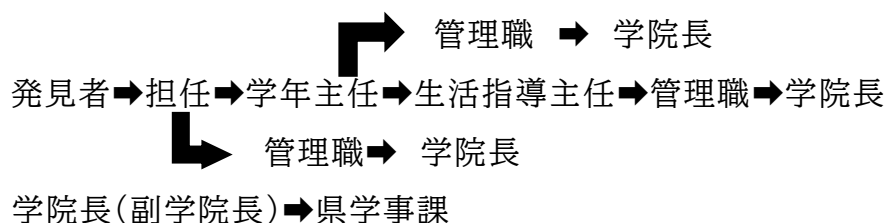
- ① いじめ防止等に関する取組内容(アンケート・講演依頼など)の検討。
- ② いじめの早期発見に関すること。
- ③ いじめ事案への対応に関すること。(いじめの情報収集と判断、その後の対応策の検討と実行。)
- ③ いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。
- ④ 年間活動計画を作成し、いじめ防止・いじめ事案への対応について検証を行い、全学級でいじめ等に関して必要な指導を行う。

[3]重大事態への対処

(1) 重大事態

次に掲げる場合を重大事態とし、速やかに学院長のもとに「いじめ対策委員会」を設置し対応する。

- ① いじめにより在籍する児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（相当の期間については、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により重大事態として適切に対応する。）
- ③ 重大事態が発生した際は、次のとおり速やかに連絡・報告を行う。



(2) いじめ対策委員会の構成

- ① 学院長
- ② 当該重大事態が発生した学部副学院長
- ③ 当該重大事態が発生した各部の教頭・副教頭・当該学年主任
- ④ 必要に応じて、事務局長、生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー、その他、学院長が指名する教職員が出席することができる。
- ⑤ 学院長は、必要に応じて、学校関係者ではない第三者・外部専門家を依頼する。
- ⑥ 学院長は、必要に応じて、法人理事、育友会・母の会代表を指名し、その出席を求めることができる。

*いじめ対策委員会の内容は、管理職会で報告し、校内での情報共有を図る。

(3) いじめ対策委員会の活動

- ① 重大事態が発生した旨を、千葉県知事・千葉県学事課に速やかに報告する。
- ② 関連機関と協議の上、当該事案に対処する。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を千葉県知事・千葉県学事課に報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえ、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

[4] 公表、点検、評価等について

- (1) ホームページ等で、本学院いじめ防止基本方針を公表する。
- (2) いじめ対策会議は、学校いじめ防止基本方針が、機能しているか、定期的に点検、評価を行う。また、毎年度、いじめに関する統計、分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- (3) いじめ防止対策への取組を評価し、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

附則 この方針は平成26年 9月 1日公布とする。

この方針は平成26年 9月 1日施行とする。

附則（令和5年4月1日改正）

この方針は、令和5年4月1日から施行する。